

教育認定用
(はじめて幼稚園や認定こども園を利用したい方)

令和5年度分 久留米市 子どものための教育・保育
認定申請のご案内

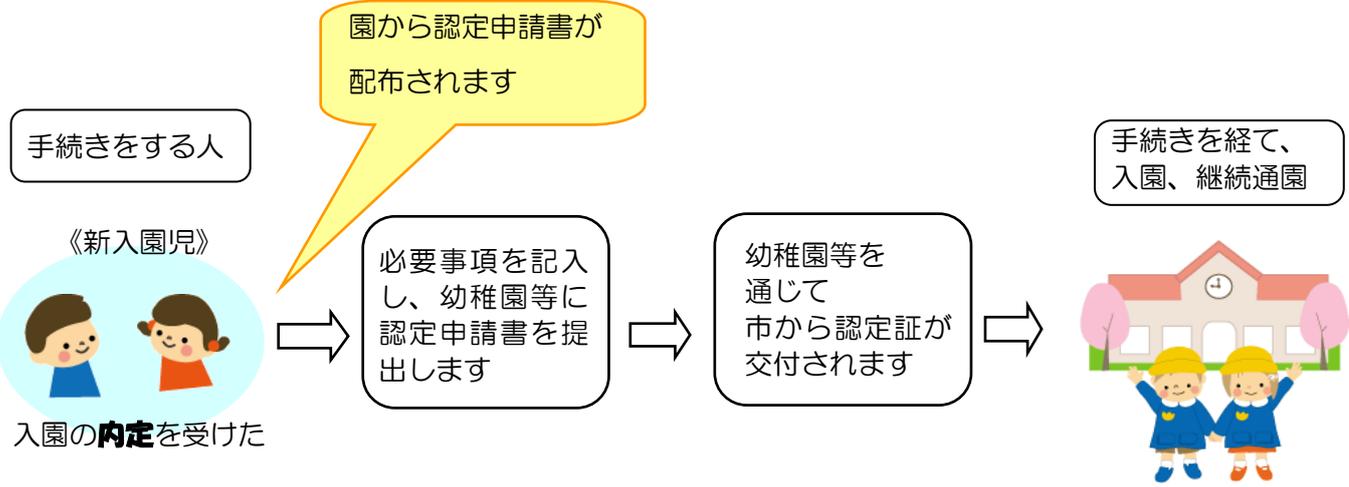
令和5年度から新たに幼稚園※や認定こども園（保育の必要性がなく、14時頃までの利用）に入園を希望される場合は、1号認定（教育標準時間認定）の申請を行う必要がありますので、この案内をご確認いただき、希望する幼稚園、認定こども園に**直接**、必要書類をご提出ください。
※認定を必要とする認可幼稚園

【目次】

- 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 必要書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 認定申請書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- こんなときはどうするの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

手続きの流れ

大まかな流れをあらわしたものです。手続きに必要な書類などは次ページ以降で説明します。



認定申請書などの必要書類は、
園に直接提出するっば。



必要書類について

下記の書類をそろえて、幼稚園、認定こども園に直接提出してください。

園が定めた期限
までに提出

必須

- 認定申請書【久留米市指定様式】** 3・4ページの記入例に従って、記入ください。
※ 入園、継続通園を希望するお子さん1名につき1枚必要です。
- マイナンバー（①又は②）**
- ①個人番号カード（児童本人および世帯全員のもの） ※顔写真付きのプラスチック製のカード
- ② 通知カード（児童本人および世帯全員のもの） ※紙製のカード
- 本人確認書類（申請者の分のみ） ※下記(1)又は(2)参照
- (1)次のA～Gなどの顔写真付きのものであればいずれか1点
A：運転免許証 B：運転経歴証明書 C：旅券 D：身体障害者手帳
E：精神障害者保健福祉手帳 F：療育手帳 G：在留カード
- (2)次のH～Lであればいずれか2点
H：医療保険証 I：介護保険証 J：年金手帳 K：児童扶養手当証書 L：特別児童扶養手当証書

状況により必要

- 令和4年度（2021年分）所得課税証明書（父・母（祖父母等））など**
令和4年1月1日に国外に住んでいた方は、保育料の決定に必要な課税情報が確認できませんので、下記の書類を提出してください。

該当世帯	施設への提出書類
令和3年1月～令和3年12月の間に <u>国外に住んでいた方</u> 例：海外勤務、 世帯で海外居住していた	A、Bの <u>いずれか1点</u> （コピー可） A：『 <u>令和3年1月～令和3年12月までの国外、国内での収入額がわかる書類</u> 』 （例：会社発行の給与支払証明書、給与明細等） B：『 <u>国外で無収入の場合は無収入を証明する書類</u> 』 * 外国語で記載されている証明書類については、その和訳文の添付もお願いします。

- ※ 父母両方の書類が必要です。（配偶者の扶養に入っている場合は不要）
- ※ 同居の祖父母がいる場合は、父母の所得状況などにより、祖父母分が必要なことがあります。
- ※ **令和5年9月以降**の入所を希望される方で、**令和5年1月1日に国外に住んでいた方は**、『**令和4年1月～令和4年12月までの国外、国内での収入額がわかる書類**』が必要となります。

- 転入誓約書【久留米市指定様式】**
※認定申請時の住所が久留米市外の世帯のみ。入所日までに久留米市に住民登録することが認定条件です。

- 児童扶養手当を受けていない場合は戸籍謄本**
※父子家庭・母子家庭のみ。コピーで結構です。

- 療育手帳**
※療育手帳をお持ちの方がいる世帯のみ。氏名・手帳の等級・交付年月日部分のコピーが必要。
入所するお子さんに限らず世帯全員が対象。

- 在園証明書**
※兄弟姉妹が幼稚園（別紙の施設一覧に掲載している「G：教育・保育給付認定を必要としない認可幼稚園」の場合のみ）や特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設などに在園（予定を含む）している場合のみ。なお、予定の場合は、入園後に再度在園証明書の提出が必要。（ただし、来年度小学校に入学する兄・姉の場合は提出不要）

※ 上記の書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いすることがあります。

認定申請書 表面・記入例

第1号様式(第4条関係)

(表)
教育・保育給付認定申請書(施設利用申請書兼児童台帳)
【1号認定用】

R5 新規

久留米市長 宛て		申請(申込)日 令和4年11月15日		
次のとおり、施設 お二人以上の同時入所の場合は、 保護者を必ず統一してください。 父母どちらかが市外別居の場合は、市内で子と同居して いる方を記入してください。		認定を申請します。 保護者氏名 久留米 ひとみ		
ふりがな	くるめ きらり	生年月日	性別	保護者との続柄
児童名	久留米 きらり	平成30年 5月23日 令和5年4/1時点(4)歳	男 女	子
現住所		久留米市城南町●●-●		電話番号
令和3年1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 久留米市内 <input checked="" type="checkbox"/> 久留米市外(●●●)市・区・町・村	父	●●●-●●●●-●●●●	
令和4年1月1日現在の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 久留米市内 <input type="checkbox"/> 久留米市外()市・区・町・村	母	XXX-XXXX-XXXX	
認定証番号(市記入欄)	記入不要	既に支給認定を受けている場合に		
現在の保育の状況	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 届出保育施設 <input type="checkbox"/> 一時預かり・預かり保育 <input type="checkbox"/> 事業所内保育 <input checked="" type="checkbox"/> 家庭等	保育所または認定こども園の保育所部分と併願をしている場合は、 記入してください。引き続き入所調整を希望するか確認させていただきます。		
利用が内定している施設名	●●●幼稚園	保育所(認定こども園の保育所部分)への同時申込	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(園名:△△保育園)	

- 1 世帯の状況(利用を希望する期間の初日時点の児童以外すべての世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入ください。)
- ※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を○で囲んでください。(例:単身赴任、離婚調停中など)
 - ※ 建物が別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください。
 - ※ 申込児童以外の同一世帯員が7名以上お入り記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。2枚目はこの部分のみ記入いただければ結構です。

入所児童の家庭の状況	ふりがな	児童との続柄	生年月日	同居・別居	上段:勤務先・就学先等の状況	下段:別居の状況
	①	くるめ たらう 久留米 太郎	父	昭和59年4月7日	同居 別居	
②	くるめ ひとみ 久留米 ひとみ	母	昭和59年12月22日	同居 別居	(有)●●ハウス	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
③	くるめ はなこ 久留米 花子	姉	平成19年9月13日	同居 別居	●●●中学校	<input type="checkbox"/> 市内 <input checked="" type="checkbox"/> 市外(市町村名:北九州市)
④	ふくおか ひろこ 福岡 博子	祖母	昭和30年7月8日	同居 別居	病気療養中	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
⑤			年 月 日	同居 別居		<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
⑥			年 月	同居 別居		<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)
生活保護の受給		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		ひとり親世帯の該当		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
同居の障害者の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(氏名 福岡 博子)				

2 税情報等の提供に当たっての署名
同居の方が障害者手帳の交付を受けている場合は有にチェックしてください。
また、療育手帳の場合は写しを提出してください。

久留米市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定、副食費の免除に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 **久留米 ひとみ**

こんなときはどうするの？

●教育認定から保育認定への変更について

Q. 現在、幼稚園(教育認定)に通っています。仕事が決まり、同じ園の保育認定にかわりたいのですが、どうしたらいいですか？

A. 同じ園を希望する場合でも、別の園を希望する場合でも、保育認定を受けて保育所等に通いたい場合は、市子ども保育課または各総合支所市民福祉課で入所申請をしてください。市が入所選考を行い、入所決定を行います。詳しくは、保育を希望する方へお配りしている「令和5年度分 久留米市 子どものための教育・保育認定申請・入所申し込みのご案内[保育認定用]」をご覧ください。市の担当課や各施設のほか、HPにも掲載しています。

●保育の申請について

Q. 幼稚園(認定こども園の教育認定部分)に通うことになりましたが、保育所(または認定こども園の保育認定部分)の申請もしていました。保育所の入所申請はどうなりますか？

A. 保育所の入所調整が不要になった場合は、必ず担当課までご連絡をお願いします。
なお、保育の申請書の裏面の「待機する意思」欄の「有」にチェックされている場合は、継続して併願をされるものとして、年度内は自動的に入所調整を行います。

●病気になった時の保育

Q. 子どもが幼稚園に登園中はパートで仕事をしています。子どもが急な病気で仕事が休めない時はどうしたらいいですか？

A. お子さんの安静の確保と感染症等拡大予防の観点から、幼稚園等での集団生活が難しい場合があります。自宅での保育が困難な場合に、久留米市では「病児保育」を実施しています。また、事前に利用登録が必要です。くわしくは各施設へおたずねください。

【実施施設】	マリアン・キッズ・ハウス(聖マリア病院)	0942-34-3165
	エンゼルキッズ(久留米大学医療センター)	0942-22-6621
	すくすくランド(久留米大学旭町キャンパス)	0942-31-7988
	ハイジア病児保育室(ハイジア内科)	0942-54-9551
	たのっしーランド(田主丸中央病院)	0943-72-1633

●本人確認について

Q. 申請書の「保護者」欄と、園に申請に行く人は同じでないといけないですか？

A. 同じでなくても構いません。ただし、お子さまの家庭での状況がわかる方が来ていただくようお願いします。また、園に申請に来ていただいた方の本人確認を行います。
なお、マイナンバーの通知カードおよびマイナンバーカードは、世帯全員分を持参いただく必要があります。

●マイナンバーの利用法や市民の利点について

Q. マイナンバーは何に使われるのですか？ 記載することで何か利点がありますか？

A. マイナンバーを使うことによって、転出や転入をした場合の保育料算定のための所得課税証明書、生活保護受給証明書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の提出を省略できることなどがあります。

保育料等について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化により幼稚園や認定こども園などを利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無料になりました。

この無償化により、保育料をお支払いいただく必要はなくなりましたが、園によって主食や副食費など別途料金が必要な場合がありますので、詳しくは園にお尋ねください。

そのほか かわいい情報は久留米市ホームページでも提供しています。

久留米市 保育所・認定こども園

検索



令和4年9月発行

【お問い合わせ先】 **子ども未来部 子ども保育課** 電話番号 0942-30-9025